



第7期 阪南市障がい福祉計画

第3期 阪南市障がい児福祉計画

概要版



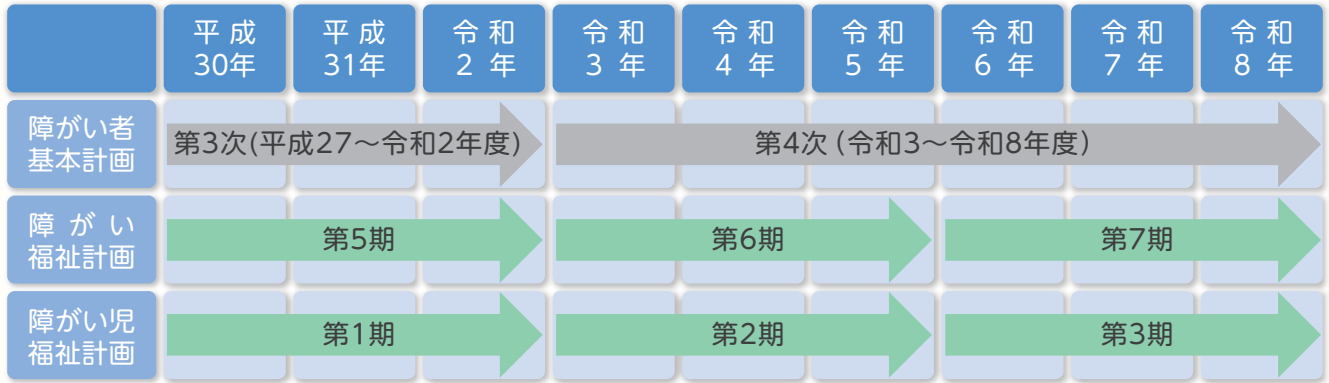
令和6年3月 阪南市

計画の策定にあたって

- 本市では、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間を計画期間とする「第4次阪南市障がい者基本計画」を策定し、障がいの特性、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んでいるところです。
- また、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間を計画期間とした「第6期阪南市障がい福祉計画及び第2期阪南市障がい児福祉計画」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。
- このたび、「第6期阪南市障がい福祉計画及び第2期阪南市障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標達成度を検証し、国や府の指針を踏まえて「第7期阪南市障がい福祉計画及び第3期阪南市障がい児福祉計画」として策定します。

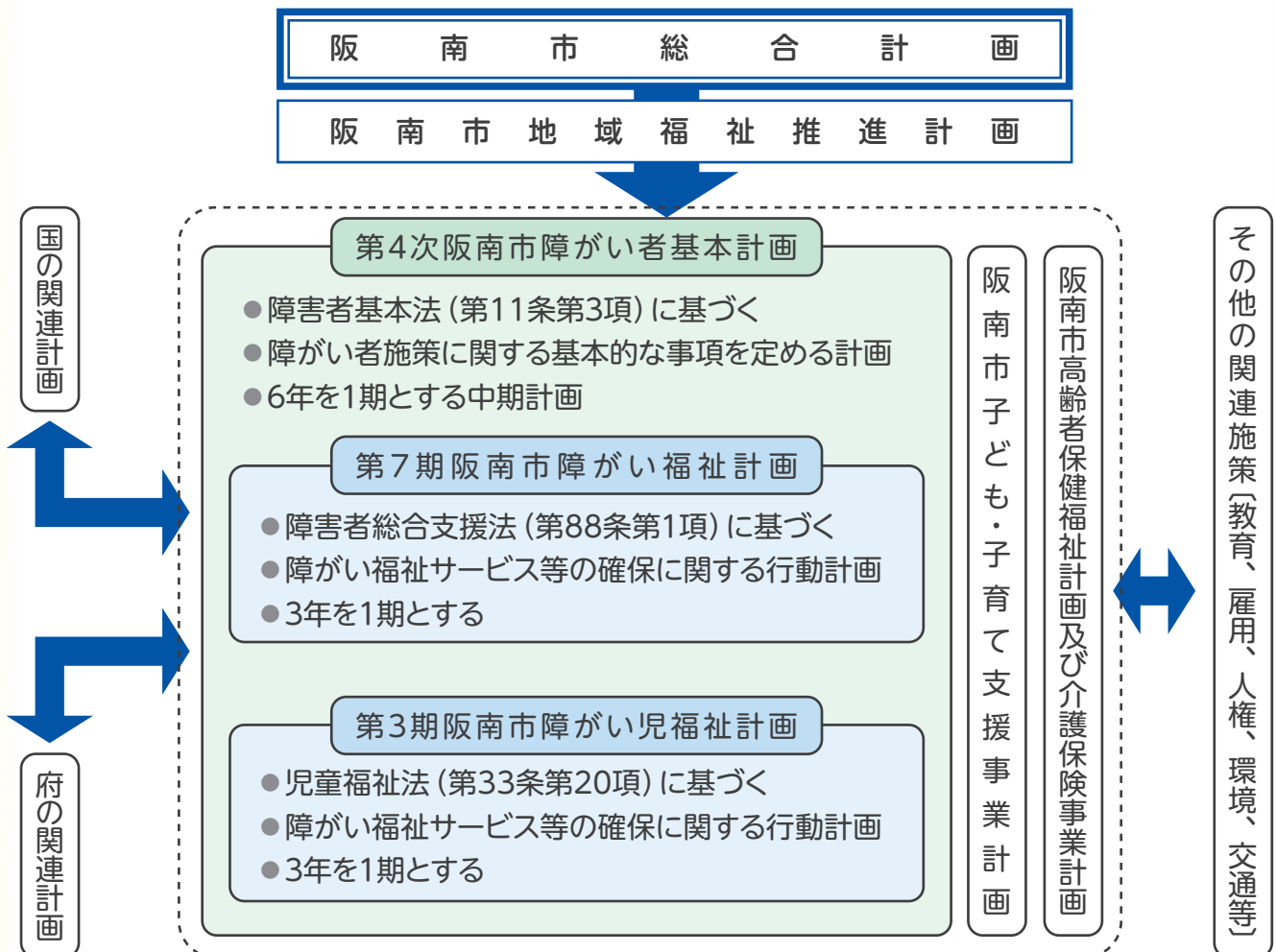
●● 計画の期間

- 「第7期阪南市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間として策定します。
- また、関連する法制度、社会情勢の変化等に対応するため、各年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



●● 計画の位置づけ

- 本計画は、本市の最上位計画である「阪南市総合計画」（令和4年度～令和15年度）、上位計画である「第4期阪南市地域福祉推進計画」（令和5年度～令和9年度）、他の福祉計画との整合性を図るとともに、国の基本指針及び大阪府の「第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画」（令和6年3月改定）との整合性にも留意しています。



基本理念と基本視点

計画の基本理念

～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～

計画の基本視点

基本理念に基づく阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画全体をつらぬく基本的視点として、次の7つを定めます。

基本視点 1

障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現できるよう、障がい者(児)が必要とする障害福祉サービスやその他の支援が、必要なときに必要なだけ適切に受けられるよう、提供体制の整備を図ります。

また、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自ら意思決定できるよう支援し、自己決定を尊重できる社会の実現に向け取り組みます。

基本視点 2

本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者(児)が住み慣れた地域で障害福祉サービスを受けられることができるよう、実施主体は本市とします。

また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等が、障害福祉サービスの対象であることを周知し、サービスの充実・均てん化に取り組みます。

基本視点 3

入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設等から地域生活への移行にあたっては日中サービス支援型指定共同生活援助等のサービス提供の確保、地域生活を継続できるよう、地域生活支援拠点等の機能を強化するとともに、基幹相談支援センターを中心とした連携、卒業・就職等の生活の変化を見据えた相談支援や地域の社会資源を最大限に活用します。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた、精神障がい者の地域生活を地域全体で支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

基本視点4

地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進計画や重層的支援体制整備事業計画等に基づき、市民主体の地域福祉活動の推進と世代や属性を超えて交流できる場づくりや既存の活動をさらに活性化させ、地域づくりを促進します。

また、介護・障がい・子育て・健康などに関する課題を複合的に抱える人や、引きこもりやヤングケアラー等の課題解決等に取り組み、地域社会の一員として活躍できるように支援します。

さらに、行政の「くらし丸ごと相談室」等や社会福祉協議会の相談窓口と関係機関や事業所、関係団体とのコーディネート機能を強化し、あらゆる関係機関と連携した支援体制の仕組みづくりを進めます。

基本視点5

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援の充実・均てん化を図り、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、障害児通所支援等の充実を図るとともに、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築を図ります。

基本視点6

障がい福祉人材の確保・定着

グループホームの世話人や相談支援専門員等の障がい福祉人材を確保するために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等に取り組みます。

また、障がい福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入等により事務負担を軽減させ、業務の効率化を推進します。

基本視点7

障がい者の社会参加を支える取組の定着

地域における社会参加を促進するために、関係部局と連携し合理的配慮を行い環境整備に留意しながら、社会参加の機会の確保に努めます。

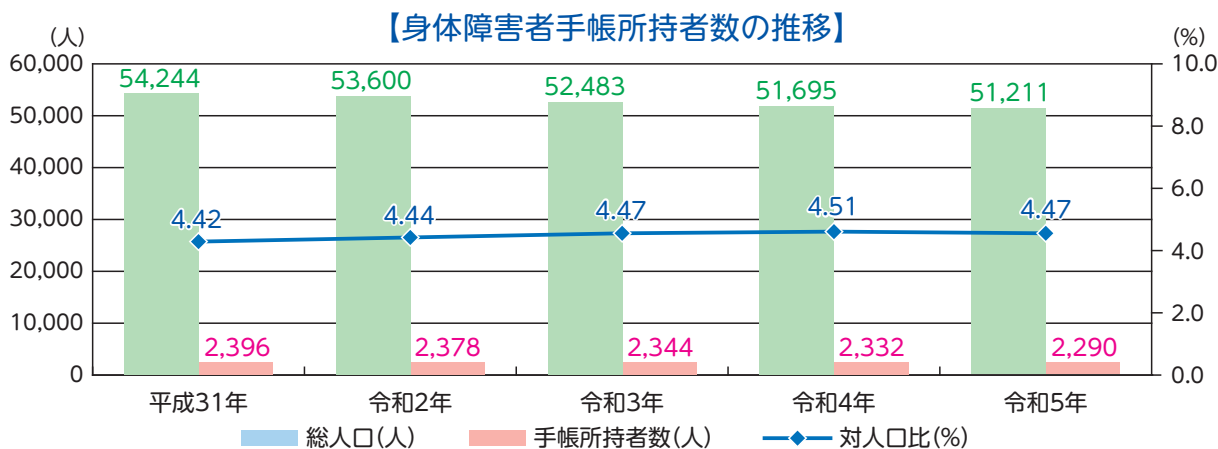
また、文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動への参加や、視覚障がい者等の読書環境の整備、体育館等公共施設のバリアフリー化、障がい特性に配慮した情報の取得利用・意思疎通の推進など環境整備に努めます。



障がい者・障がい児をとりまく現状

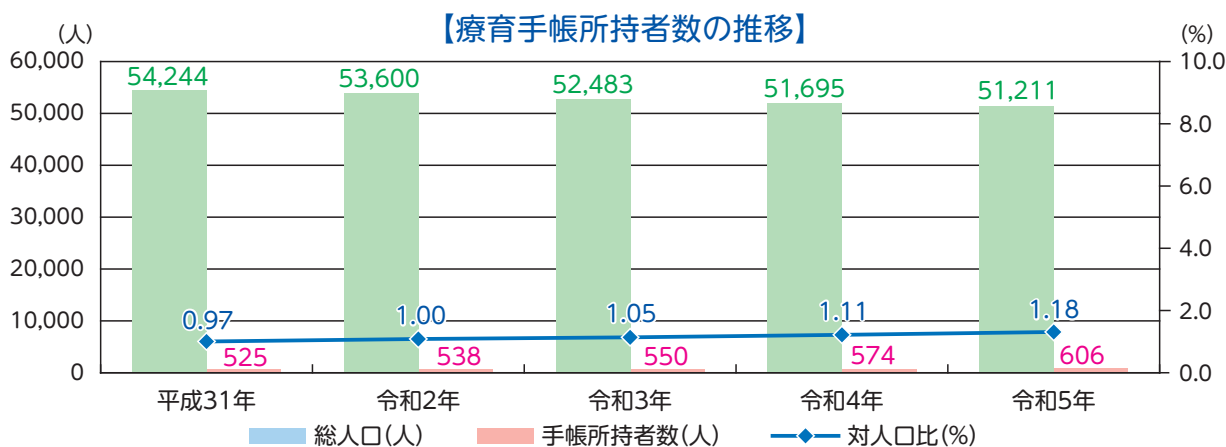
① 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向で推移し、令和5年3月末現在で2,290人となっています。



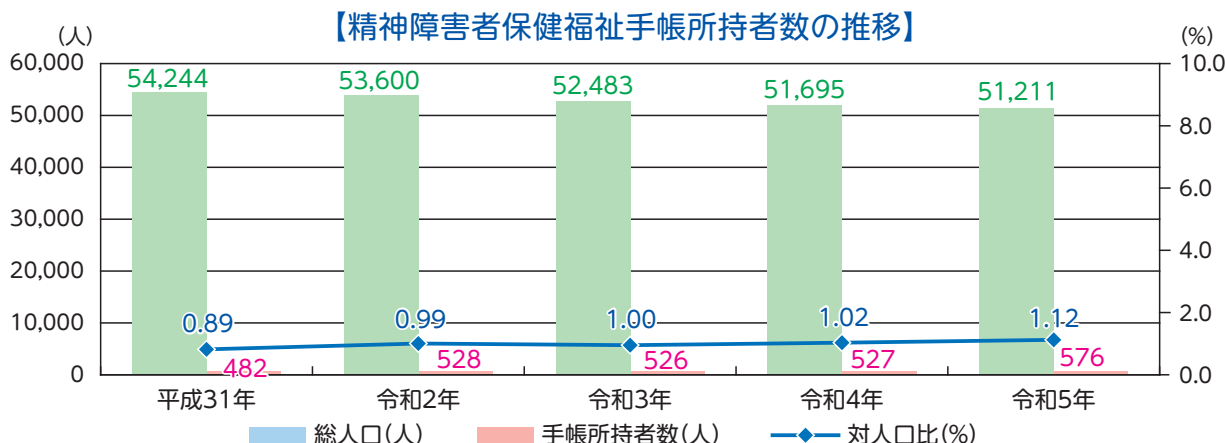
② 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で606人となっています。



【療育手帳所持者数の推移】

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で576人となっています。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

第7期阪南市障がい福祉計画の目標

① 施設入所利用者の地域生活への移行

国・大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、目標設定しました。

| 項目 | | 数値 | 考え方 |
|-----|-------------------|------|------------------------|
| 基準値 | 令和4年度末時点の入所者数 (A) | 35人 | 令和4年度末時点の施設入所者数 |
| 目標値 | ①地域生活への移行者数 (B) | 3人 | 施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 |
| | | 8.6% | 移行割合 (B/A) |
| 目標値 | ②令和8年度末の削減見込数 (C) | 1人 | 施設入所者の削減見込数 |
| | | 2.9% | 削減割合 (C/A) |
| 目標値 | 令和8年度末時点の入所者数 | 34人 | 令和8年度末時点の施設入所者数 |

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | | 数値 | 考え方 |
|-----|--|----------|--------------------------|
| 基準値 | 令和3年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 (A) | 94人 | 大阪府精神科在院患者報告書(令和4年6月)による |
| 目標値 | 令和8年度末時点の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | 325.3日以上 | |
| 目標値 | ①令和8年6月末日時点の精神病床における1年以上長期入院患者数 (B) | 84人以下 | |
| | | 89.4% | 割合 (B/A) 以上 |
| 目標値 | ②長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量 (利用者数) (C) | 1人 | |
| | | 1.0% | 割合 (C/A) |
| 目標値 | 令和8年度の精神病床における早期退院率 | 入院後3か月 | 68.9%以上 |
| | | 入院後6か月 | 84.5%以上 |
| | | 入院後1年 | 91.0%以上 |

| 項目 | | 単位 | 令和6年度計画値 | 令和7年度計画値 | 令和8年度計画値 |
|--------------------------------------|-----|-----|----------|----------|----------|
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | | 回/年 | 2 | 2 | 2 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数 | 保健 | 人/年 | 2 | 2 | 2 |
| | 医療 | 人/年 | 2 | 2 | 2 |
| | 福祉 | 人/年 | 6 | 6 | 6 |
| | 介護 | 人/年 | 0 | 0 | 0 |
| | 当事者 | 人/年 | 0 | 0 | 0 |
| | 家族 | 人/年 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 人/年 | 4 | 4 | 4 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | | 回/年 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障がい者の地域移行支援 | | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障がい者の地域定着支援 | | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障がい者の共同生活援助 | | 人/月 | 27 | 30 | 31 |
| 精神障がい者の自立生活援助 | | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障がい者の自立訓練 (生活訓練) | | 人/月 | 11 | 11 | 11 |

精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し連携を図るとともに、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築を推進していきます。

③ 地域生活支援の充実

| 項目 | 令和8年度目標値 |
|----------------------|---|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 1箇所整備済 |
| コーディネーターの配置等 | 令和8年度末までに、コーディネーター等の配置の必要性を含め、地域生活支援拠点等の機能について検討し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 |
| 年1回以上、運用状況の検証・検討 | 年1回以上の検証・検討の実施 |
| 強度行動障がい有者に対する支援体制の充実 | 令和8年度末までに、強度行動障がい有者の実情や必要なサービス等の支援ニーズを把握し大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施 |

④ 福祉施設から一般就労への移行

| 項目 | 令和3年度 | 令和8年度(目標年度) | |
|--|-------|--|---------|
| | 基準値 | 目標値 | 伸び率 |
| 福祉施設から一般就労への移行者数 (A+B+C) | 14人 | 18人 | 1.28倍以上 |
| 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 (A) | 4人 | 5人 | 1.31倍以上 |
| 就労継続支援A型から一般就労への移行者数 (B) | 7人 | 9人 | 1.29倍以上 |
| 就労継続支援B型から一般就労への移行者数 (C) | 3人 | 4人 | 1.28倍以上 |
| 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | — | 6割以上 | |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 9人 | 13人 | 1.41倍以上 |
| 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 | — | 2.5割以上 | |
| 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等 | — | 令和8年度末までに就労支援に関する部会設置するなど、関係機関が連携した支援体制の構築 | |

⑤ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

| 項目 | | 金額 |
|-----|--------------|---------|
| 実績値 | 令和4年度の工賃の平均額 | 19,567円 |
| 目標値 | 令和8年度の工賃の平均額 | 20,271円 |



⑥ 相談支援体制の充実・強化のための取組

利用者や地域の障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの体制の充実・強化及び主任相談支援専門員の計画的確保に努めます。

| 項目 | 令和8年度目標値 |
|--|--------------------------------------|
| 令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置 | 設置済 |
| 基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言等件数(困難事例検討会の開催回数) | 5件/年 |
| 基幹相談支援センターにおける相談支援事業者の人材育成の支援件数(相談支援事業所連絡会研修会・基幹講演会・泉州基幹研修会等の開催回数) | 10件/年 |
| 基幹相談支援センターにおける相談機関との連携強化の取組の実施回数(相談支援事業所連絡会の開催回数) | 12/回/年 |
| 基幹相談支援センターにおける個別事例の支援内容の検証(サービス判定会議、くらし丸ごと相談の進捗管理、虐待会議(児・者)) | 30回/年 |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数 | 1人 |
| 阪南市岬町地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討会の実施 | |
| ① 事例検討会の会議開催回数 | 5回/年 |
| ② 事例例検討会の個別事例検数 | 5件/年 |
| ③ 相談支援事業所連絡会・地域生活支援部会・就労支援部会での事例検討会の参加事業所・機関数 *相談支援事業所とその他の事業所等を分けて計上 | 相談支援事業所 40社/年 その他の事業所 10社/年 |
| ④ 相談支援事業所連絡会・地域生活支援部会・就労支援部会での事例検討会の参加人数 *相談支援事業所とその他の事業所等を分けて計上 | 相談支援事業所 40人/年 その他の事業所 10人/年 |
| 阪南市岬町地域自立支援協議会における専門部会の部会数 *部会名と部会数 | 6部会 |
| 阪南市岬町地域自立支援協議会における専門部会の実施回数 *部会ごとに分けて計上 | 27回/年 |

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

| 項目 | 令和8年度目標値 |
|--|-------------------|
| 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 *市町村職員向けの障がい種別毎の研修、障がい支援区分認定調査員研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修等の研修会への参加 | 5人/年 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 *国保連の請求審査でのエラーや警告に対する事業所へ確認や注意喚起の実施 | 体制有 |
| | 12回/年 240事業所/年 |
| 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有 *市は指導権限を有する者との協力連携、実地指導時の請求返還命令に伴う過誤請求の確認及び返還計画が適正に行われているか確認 *市が不正請求を発見した場合の対応 | 3回/年 |



第3期阪南市障がい児福祉計画の成果目標

① 児童発達支援センターの設置

| 項目 | 第3期目標値 | 考え方 |
|------------|--------|----------------|
| 児童発達支援センター | 1箇所 | 令和8年度末までに1箇所整備 |

- 障がい児の支援拠点施設として実績1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

| 項目 | 第3期目標値 | 考え方 |
|----------|--------|---------------------|
| 保育所等訪問支援 | 2箇所 | 令和8年度末までに利用できる体制を構築 |

- 実績2箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

| 項目 | 第3期目標値 | 考え方 |
|---------------------------|--------|----------------|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備 | 1箇所 | 令和8年度末までに1箇所整備 |

- 実績1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

④ 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

| 項目 | 第3期目標値 | 考え方 |
|-------------------------------|--------|----------------|
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備 | 1箇所 | 令和8年度末までに1箇所整備 |

- 実績1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

⑤ 医療的ケア児のための協議の場の設置

| 項目 | 第3期目標値 | 考え方 |
|--------------------|--------|---------------------------------------|
| 医療的ケア児等のための協議の場の設置 | 1箇所 | 令和8年度末までに1箇所設置 |
| 協議の場にコーディネーターの配置 | 有 | 医療的ケア児等に関するコーディネーター(福祉関係2名、医療関係1名)を配置 |

- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置は、実績1か所で目標値を達成していますが、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置ができていませんので、令和8年度末までに福祉関係2名、医療関係1名のコーディネーターの配置に努めます。

障がい福祉・障がい児支援サービスの利用見込み

1. 訪問系サービス

| 項目 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|-----|-----------|-----------|-----------|
| ① 居宅介護 | 計画値 | 2,070時間/月 | 2,091時間/月 | 2,112時間/月 |
| | | 152人/月 | 153人/月 | 154人/月 |
| ② 重度訪問介護 | 計画値 | 151時間/月 | 152時間/月 | 154時間/月 |
| | | 3人/月 | 3人/月 | 3人/月 |
| ③ 同行援護 | 計画値 | 695時間/月 | 702時間/月 | 709時間/月 |
| | | 26人/月 | 26人/月 | 27人/月 |
| ④ 行動援護 | 計画値 | 1,012時間/月 | 1,114時間/月 | 1,124時間/月 |
| | | 24人/月 | 26人/月 | 27人/月 |
| ⑤ 重度障がい者等包括支援 | 計画値 | 0時間/月 | 0時間/月 | 0時間/月 |
| | | 0人/月 | 0人/月 | 0人/月 |
| ⑥ 短期入所 | 計画値 | 232人日分/月 | 234人日分/月 | 238人日分/月 |
| | | 34人/月 | 35人/月 | 36人/月 |

2. 日中活動系サービス

| 項目 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------|-----|------------|------------|------------|
| ① 生活介護 | 計画値 | 2,400人日分/月 | 2,544人日分/月 | 2,569人日分/月 |
| | | 129人/月 | 137人/月 | 137人/月 |
| ② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 計画値 | 169人日分/月 | 171人日分/月 | 173人日分/月 |
| | | 12人/月 | 12人/月 | 12人/月 |
| ③ 就労選択支援 | 計画値 | | 0人日分/月 | 0人日分/月 |
| | | | 0人/月 | 0人/月 |
| ④ 就労移行支援 | 計画値 | 300人日分/月 | 301人日分/月 | 304人日分/月 |
| | | 16人/月 | 17人/月 | 17人/月 |
| ⑤ 就労継続支援(A型) | 計画値 | 1,017人日分/月 | 1,067人日分/月 | 1,021人日分/月 |
| | | 53人/月 | 55人/月 | 64人/月 |
| ⑥ 就労継続支援(B型) | 計画値 | 4,192人日分/月 | 4,360人日分/月 | 4,533人日分/月 |
| | | 234人/月 | 243人/月 | 252人/月 |
| ⑦ 就労定着支援 | 計画値 | 7人/月 | 7人/月 | 7人/月 |
| ⑧ 療養介護 | 計画値 | 1人/月 | 1人/月 | 1人/月 |

3. 居住系サービス

| 項目 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------|-----|--------|--------|--------|
| ① 共同生活援助(グループホーム) | 計画値 | 142人/月 | 156人/月 | 163人/月 |
| ② 施設入所支援 | 計画値 | 36人/月 | 35人/月 | 34人/月 |
| ③ 自立生活援助 | 計画値 | 0人/月 | 0人/月 | 0人/月 |

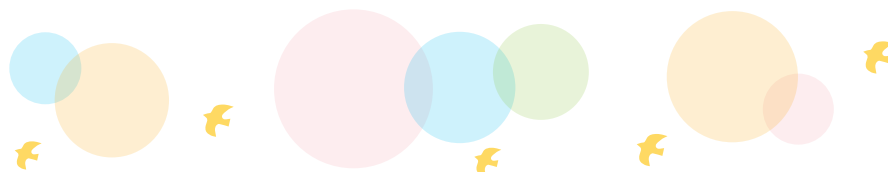
4. 相談支援

| 項目 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-----|--------|--------|--------|
| ① 計画相談支援 | 計画値 | 134人/月 | 134人/月 | 137人/月 |
| ② 地域移行支援 | 計画値 | 2人/月 | 2人/月 | 2人/月 |
| ③ 地域定着支援 | 計画値 | 2人/月 | 2人/月 | 2人/月 |

5. 障がい児支援サービス

| 項目 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|-----|------------|------------|------------|
| ① 児童発達支援 | 計画値 | 449人日分/月 | 449人日分/月 | 449人日分/月 |
| | | 72人/月 | 72人/月 | 72人/月 |
| ② 放課後等デイサービス | 計画値 | 1,564人日分/月 | 1,869人日分/月 | 2,086人日分/月 |
| | | 254人/月 | 267人/月 | 298人/月 |
| ③ 保育所等訪問支援 | 計画値 | 36人日分/月 | 44人日分/月 | 52人日分/月 |
| | | 18人/月 | 22人/月 | 26人/月 |
| ④ 居宅訪問型児童発達支援 | 計画値 | 0人日分/月 | 0人日分/月 | 0人日分/月 |
| | | 0人/月 | 0人/月 | 0人/月 |
| ⑤ 障がい児相談支援 | 計画値 | 21人/月 | 21人/月 | 21人/月 |

※令和6年より、医療型児童発達支援は廃止。



地域生活支援事業の見込み

1. 必須事業

●相談支援事業等

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| 障がい者相談支援事業 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年 | 2 | 2 | 2 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

●意思疎通支援事業

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者派遣事業 | 件/年 | 172 | 172 | 172 |
| | 時間/年 | 350 | 350 | 350 |
| 要約筆記者派遣事業 | 件/年 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間/年 | 0 | 0 | 0 |
| 手話通訳者設置事業 | 人/年 | 1 | 1 | 1 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人/年 | 10 | 10 | 10 |

●日常生活用具給付等事業

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|----------------------|----------|----------|----------|
| 介護・訓練支援用具 | 計画値 (年間の 給付件数) | 5件/年 | 5件/年 | 5件/年 |
| 自立生活支援用具 | | 8件/年 | 8件/年 | 8件/年 |
| 在宅療養等支援用具 | | 7件/年 | 7件/年 | 7件/年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | | 11件/年 | 11件/年 | 11件/年 |
| 排泄管理支援用具 | | 1,431件/年 | 1,431件/年 | 1,431件/年 |
| 住宅改修 | | 2件/年 | 2件/年 | 2件/年 |

●移動支援事業

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-----|------------|------------|------------|
| 年間の総利用時間数 | 計画値 | 12,158時間/年 | 12,158時間/年 | 12,158時間/年 |
| 年間の利用実人数 | | 129人/年 | 129人/年 | 129人/年 |

●地域活動支援センター事業

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|-----|-------|-------|-------|
| 基礎的事業 | 計画値 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| | | 35人/年 | 57人/年 | 59人/年 |
| 機能強化事業 | | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| うち地域活動支援センターI型 | | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| うち地域活動支援センターII型 | | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 |
| うち地域活動支援センターIII型 | | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 |



2. 任意事業

- 日中一時支援事業

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-----|----------|----------|----------|
| 箇所数 | 計画値 | 8箇所 | 8箇所 | 8箇所 |
| 年間の総利用日数 | | 5,571日/年 | 5,571日/年 | 5,571日/年 |
| 年間の派遣件数(人/年) | | 50人/年 | 50人/年 | 50人/年 |

計画の推進・管理体制

●● 計画の推進

1. 計画の進捗管理

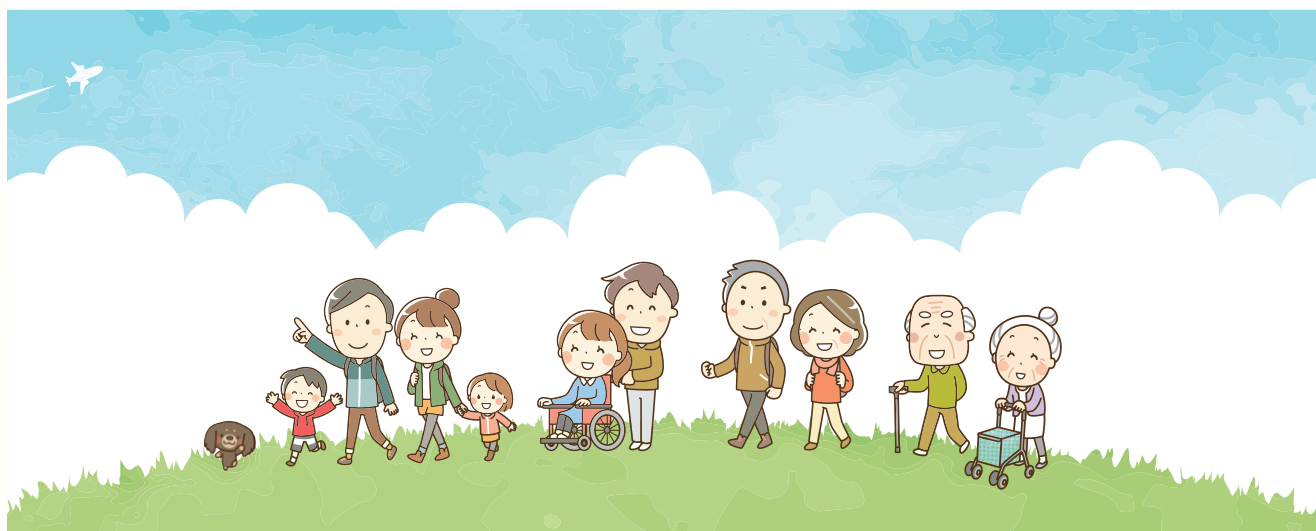
計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「阪南市障害者施策推進協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。なお、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

2. 国・府・近隣自治体との連携強化

障がい者施策が変化する中、今後、施策を取り巻く制度改正を国・大阪府との連携によっていち早く情報を収集し、市民に提供するとともに、本市の施策に反映していきます。また、認定審査会と地域自立支援協議会は広域で取り組んでおり、近隣自治体との連携を強化し、よりよいサービス提供に努めます。

3. 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所との連携強化

障がい者福祉を進めるにあたって、行政の果たすべき責任と役割は非常に重要です。しかし、本計画で掲げられている施策や数値目標については、行政の取組だけで達成できるものではありません。行政の手の届きにくい部分を補うためには、障がい者一人ひとりの意欲や家族、当事者団体、障がい福祉サービス事業所、市民の皆さんとの協働が必要です。今後も、障がい者を含む市民の皆さんとの協働を図るために、活動の育成・支援と連携強化に努めます。



発行：阪南市

編集：阪南市健康福祉部市民福祉課 〒599-0292 阪南市尾崎町35-1
(TEL) 072-489-4520(直通) (FAX) 072-473-3504